

令和4年度
山形地方最低賃金審議会
[第6回]

議 事 録

令和5年3月17日(金)
於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和5年3月17日(金)
10時～10時35分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出 席 者 (委員14名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
押野 正徳 委員	大類 亜季 委員	岩田 雅史 委員
コーエンズ美子 委員	小川 修平 委員	太田 宏明 委員
本間 佳子 委員	柿崎 隆英 委員	大沼 拓雄 委員
丸山 政己 委員	長瀬 久子 委員	鈴木 仁 委員
村山 永 委員		丹 哲人 委員

【欠席委員】(労側委員) 長谷部 泰晴 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局)	労働基準部長	横田 秀樹
	賃金室長	高橋 利明
	賃金指導官	小林 美里
	賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

- (1) 令和5年度 特定(産業別)最低賃金に係る意向表明について
- (2) 令和5年度 山形地方最低賃金審議会開催日程(案)について
- (3) その他

5 閉 会

令和4年度第6回山形地方最低賃金審議会 議事録

令和5年3月17日（金）

村山会長

ただ今から、第6回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。最初に本日の出席者の状況及び審議会の公開等について事務局から報告してください。

賃金室長

本日は、労働者側委員の長谷部委員が欠席されておりますが、委員15名中14名の出席をいただいております。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。本日の審議会は公開での開催となっております。傍聴の方が3名いらっしゃいます。また、報道機関1社から取材の申込みがございました。冒頭の部分の撮影を許可しております。以上ご報告いたします。

村山会長

それでは、審議会の開催に当たり、山形労働局長からご挨拶を頂きます。

労働局長

本日は、年度末の大変お忙しい中、第6回山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から私どもの労働行政に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。この一年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で、急激な物価上昇や原材料・エネルギーコスト高等の、最低賃金の審議を取り巻く状況が厳しい中で、昨年6月28日の第1回から本日まで6回を重ねた本審議会、そして、地域別最低賃金の専門部会を6回、4つの産業別の特定最低賃金専門部会を延べ13回、合わせて25回にわたる調査・審議を尽くしていただきました。頭の下がる思いです。誠にありがとうございました。委員の皆様の真摯なご審議により、山形県最低賃金は中央最低賃金審議会が示した目安額に2円上乘せして32円の引上げ、特定最低賃金については4つの産業すべてにおいて全会一致により31円引上げの答申を頂き、いずれもこれまでで最高の引上げ額となりました。これも、村山会長をはじめ、委員の皆様の最低賃金制度へのご理解と山形県における使用者、労働者それぞれのお立場での実情を踏まえた真摯なご審議の賜物と改めて深く感謝を申し上げます。今後とも、本審議会及び労働行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

村山会長

それでは議事に入ります。本日の配付資料について事務局から説明してください。

賃金室長

配付資料についてご説明いたします。資料No.1の1をご覧いただきたいと思います。令和4年度山形地方最低賃金審議会の開催状況でございます。まず、6月28日に第1回本審議会を開催し、労働局長から地域別最低賃金の改正諮問を行い、専門部会の設置が決定されました。7月29日の第2回本審議会においては、第1部は関係労使、労働者側3名、使用者

側1名からの意見聴取を行いました。第2部は当初、中央最低賃金審議会の目安額の伝達を想定しておりましたが、中央最低賃金審議会の審議が長引いたことから、この日の目安額伝達ができませんでした。代わりに中央最低賃金審議会の審議経過についてご報告いたしました。地域別最低賃金専門部会については、7月25日から8月9日まで6回にわたって審議を重ねていただき、8月10日の第3回本審議会において部会報告をしていただきました。産業別の特定最低賃金については、8月26日の第4回本審議会において必要性有りとの答申を頂きましたので、金額改正の諮問を行い、4つの専門部会を設置いたしました。特定最低賃金専門部会については、9月27日に4つの業種合同で第1回専門部会を開催し、その後は、10月21日までの間に各部会とも3回の金額審議を重ねていただき、10月26日の第5回本審議会において部会報告をしていただきました。本日、第6回本審議会として、次年度の特定最低賃金の意向表明を受け、ご審議を頂きます。

次に、資料No.1の2をご覧ください。令和4年度最低賃金改正決定状況でございます。山形県最低賃金については、使用者側反対での決着とはなりませんが、目安額に2円上乗せして32円引上げの854円で10月6日発効となりました。産業別の特定最低賃金については、4つの部会全てにおいて全会一致で31円引上げとなりました。一般機械製造業が919円、電気機械器具製造業が903円、自動車部品製造業が919円、自動車整備業が923円で12月25日に発効となりました。

次に、資料No.1の3をご覧ください。令和4年度全国の地域別最低賃金答申状況でございます。北海道から順に並べたものと、一枚めくっていただきますと、金額順に並べたものがございます。金額順の方でご説明いたします。多くの都道府県が使用者側反対、労働者側反対での結審となりました。引上げ額の状況についてですが、目安額に対して1円上乗せしたのが、薄い色を付けております9道県、2円上乗せしたのが、濃い色のところ、山形、愛媛、九州勢の8県、3円上乗せしたのが、緑色のところですが、岩手、鳥取、島根、高知、沖縄の5県となっております。山形県は854円、34位のグループにありますが、全国最低額である853円から僅か1円高いだけの位置にあります。全国最高額である東京都との差は218円、全国加重平均との差は107円と、令和3年度と比べてそれぞれ1円ずつ縮まっております。

次に、資料No.1の4をご覧ください。全国の特定最低賃金の審議結果をまとめたものです。全国で238業種あるうちの140の業種が改正の必要性ありとなりまして、そのうちの90%に当たる126件が全会一致で結審しているところであります。一番下の参考のところですが、山形県の特定最低賃金と地域別最低賃金との比が載っております。一般機械製造業が107.6%、電気機械器具製造業が105.7%、自動車部品製造業が107.6%、自動車整備業が108.1%となっております。

次に資料No.1の5が全国の特定最低賃金の決定状況でございます。後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料No.2をご覧ください。最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業の実施状況でございます。中段の業務改善助成金でありますけれども、令和4年度中に、「原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者」を新しく助成対象に追加したり、事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引上げなどの支援拡充を行いまして、より活用しやすい制度といたしました。使用者団体の皆様、労働組合の皆様のご協力もいただきまして周知・広報に努めた結果、2月末現在で74件の申請となっております。今後も継続的に賃上げに取り組めるよう、制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。会議資料とは別に机上配付いたしました資料についてですが、山形県の最低賃金周知用のチラシでございます。もう一つが「賃金引上げ特設

ページを開設」したというチラシでございます。厚生労働省のホームページに、賃金引上げに関する企業の好取組事例ですとか、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策を掲載した特設ページを開設いたしまして、賃金引上げに向けた環境整備・機運の醸成に努めているところでございます。また、チラシ付きのマスク、こういったものも活用して広く周知広報に努めているところでございます。

村山会長

ただ今の説明について、質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。議事の（１）令和５年度特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明についてであります。労働者側から説明をお願いいたします。

労働者側：小川委員

連合山形の小川と申します。私から次年度の特定最低賃金の意向表明ということで説明させていただきます、資料３のとおり意向表明ということでしてございまして、適用労働者数によって申し出することを表明するものです。考え方については昨年来申し上げている内容ですが、産業界の人手不足が非常に深刻化してございまして、山形県も毎年のように１万人以上人口が流出しております。それに伴って労働力も流出してございまして、人手不足が加速することが懸念され労働力を奪い合うという構図になっていて、そういった部分が初任給の高騰などに影響を与えている現状にあります。山形県の産業界も人手不足感の中で、県内の労働力を奪い合う形になっております。山形県は東北南３県が経済圏と考えますと、労働力が非常に流出しやすい環境にあると言わざるを得ません。そういった環境下では特定最低賃金の引き上げは産業に大きく関わってくると考えます。逆にそこを捉えると、山形県が設定している４つの特定最低賃金を引き上げることによって他県からの労働力を引き込むという考え方もあり、その辺りも意識しなければと考えています。山形県の特定最低賃金はまだ地域別最低賃金から優位性はあるものの、地域別最低賃金はまだ８５４円と低い状態だからであると言わざるを得ません。現在の時給などを見ても、外食産業では９３０円、９５０円という時給が出ておりますし、山形県の高卒初任給、高校生が何の経験もなく社会に出て最初にもらう給料の時給がもう１，０００円を超えています。先ほど事務局から説明がありましたが、全国加重平均額の９６１円からみても、山形県の特定最低賃金や地域別最低賃金は非常に低いと言わざるを得ません。そういった部分も人口流出や人手不足に繋がっており、危機感を持って対応していくべきだと思いますし、昨今の物価高で一番影響を被っているのが最低賃金近傍で働いている方々ですので、来年度の審議会においても引き続き山形県の最低賃金がどうあるべきかという観点を十分意識した対応をお願いしたいと考えています。

村山会長

ただ今の労働者側からの説明についてですが、使用者側から質問等はございませんでしょうか。

使用者側：丹委員

特にありません。

村山会長

では他の委員、労側、使側、公益側、何かご質問等ございませんか。あるいは追加のご意見とかありませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、これに関連して特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数について、事務局から説明をお願いします。

賃金係長

賃金係長の牧野です。私から資料4の特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数についてご説明いたします。まず、資料の数値ですが、各欄の上段は前年度、令和3年の数値となります。今年度の数値は一番下段になり、中段の数値は前年度からの増減数となります。こちらの数値の算出につきましては、平成28年経済センサス活動調査を基礎資料としまして、前年度、令和3年度の集計後、令和3年12月から令和4年11月までに、新規成立及び廃止した適用事業所の数と、労働者数を、労働保険適用台帳などから把握して集計しまして、令和4年12月1日現在で作成しています。そのうち、自動車整備業につきましては、特定最低賃金の適用する範囲として、自動車分解整備に従事する者に限っていますが、事業所単位で見ますと、業種が自動車整備会社や自動車販売業の整備、運送会社の整備など様々な業種で分解整備に従事している方がいるため、28年センサスの産業分類で算出することができないため、従来からになります。山形県自動車整備振興会様のほうでまとめていらっしゃる、事業所数、整備要員数などから算出した数値となっています。次に、表の右から2列目「年齢・業務等除外者数」についてですが、こちらは、令和4年度最低賃金に関する基礎調査の調査結果から、適用除外者の割合を算出した数値となっております。適用除外者の内容については、皆様ご承知かと思いますが、資料として山形県の最低賃金というリーフレットを入れてはいますが、そちらの裏面にも適用除外者の範囲が記載されています。この欄は、こちらに記載されている、年齢や業務によって特定最低賃金の適用除外となる人数になります。表の見方としましては、各欄の一番下の数字が令和4年分になりますので、一番上の一般機械器具等製造業の場合ですと、適用事業所数が昨年から1増えて、71となりまして、労働者数も2増えて、2497人になります。そこから除外者数の129を引くと適用労働者数が2368人となります。年齢・業務等除外者数については、毎年変動が見られますが、先ほどもご説明したとおり、最低賃金に関する基礎調査の集計結果をもとに、全体の何パーセントぐらいが適用除外になるか算出した数値となっております。最低賃金に関する基礎調査については、毎年無作為に事業所を抽出して調査を行っているため、毎年同一の事業所への調査を行うものにはなっていないため、毎年除外者数の割合に変動が出ると考えられます。私からの説明は以上です。

村山会長

ただ今の説明についてご質問等ありますか。なければ次に進みます。労働者側から特定最低賃金について、次年度も改正に関する申出を行う意向表明がなされました。委員の皆様には、次年度も特定最低賃金の審議が行われるとの心づもりをお願いいたします。また、事務局においても、特定最低賃金の審議が行われることを前提としての準備をお願いいたします。

続きまして、議事の(2)令和5年度の審議会開催日程について、現時点での大まかな流れについて事務局からご提案をお願いします。

賃金室長

令和5年度の本審議会、専門部会の流れについて、説明及び提案をさせていただきます。資料No.5の1をご覧ください。太線で囲ってあるところが令和5年度の事務局案でございます。大まかには令和4年度と同じように考えております。資料の上の方、本審の部分をご覧

ください。丸で囲った数字は開催回数です。令和4年度は、中央最低賃金審議会が目安額を示すのが当初の想定より一週間ほど後ろにずれた関係で、専門部会の日程を一部変更したということがありました。令和5年度も中央最低賃金審議会の動きによっては多少の調整を要することがあるかもしれませんが、現時点で把握している情報を基にスケジュールを提案させていただきます。まず、審議日程につきましては、昨年1月に開催しました全員協議会において、発効日についてですけれども、近隣県の状況も見ながら審議できる日程での調整が望ましい、とのご意見をいただいておりますし、また、今年度の全国の答申状況を見ますと、全国最低額のグループは853円で、ここには九州、沖縄、青森、秋田などが入っております。山形県は下から二番目のグループ854円で、岩手と並んでおります。山形県は2円上乗せいたしましたけれども、もし1円の上乗せだったとすると全国最下位グループになってしまうところでした。このようなことから、やはり、他県の状況を参考に審議できるように、若干遅めのスケジュールがよいのではと考えております。それから、専門部会の開催の時間帯ですけれども、特に第5回、第6回の大詰めのところ、結審のところについては、午前中の開催ではなく、例えば午後3時からとかの開催にすれば、その分他県の状況を参考にしやすくなりますので、時間帯についても考慮していきたいと思っております。事務局案ですが、6月下旬から7月上旬にかけて第1回本審を行い、労働局長から地域別最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えております。7月下旬に第2回本審を行い、参考人意見聴取と目安伝達を行います。一枚めくっていただきまして資料No.5の2①をご覧ください。これは答申日と発効日の関係を示した表でございます。この表の見方ですけれども、8月9日と10日のところを色を変えてあります。8月9日に答申を頂くと、異議申出の締切りが8月24日木曜日となりますので、翌25日金曜日に異議審を開催すると、10月5日に効力発生となるという意味です。答申が10日の場合は、異議申出の締切りが8月25日金曜日ですので、異議審を翌週の28日月曜日に開催して、10月6日に効力発生というふうになります。8月11日からは祝日とお盆休みが続きますので、お盆明けに答申となりますと発効日が随分遅くなってしまいますので、できれば、9日か10日に答申を頂く本審議会を開催したいと考えております。資料No.5の1に戻っていただきまして、特定最低賃金についてですが、第3回の本審で、地賃の答申を頂いた後に特定最低賃金の必要性の諮問をさせていただき、審議をお願いしたいと考えております。必要性については、第4回本審でも審議をしていただきまして、改正の必要性が認められれば、直ぐに改正諮問をさせていただきたいと考えております。

二枚めくっていただきまして、資料No.5の2②をご覧ください。まず、特定最低賃金の発効日ですけれども、例年どおり12月25日で行いたいと考えております。そのためには、10月25日までに第5回本審を開催し、答申を頂く必要がございます。次年度の場合、曜日の並びの関係で、最短で12月24日発効とすることも可能ですけれども、例年どおり12月25日での指定日発効としたいと考えております。年度の間は、3月中旬に第6回本審を開催しまして、本日同様、次年度の特定最低賃金の意向表明をお願いしたいと考えております。

再度、資料No.5の1に戻っていただきまして、地域別最低賃金の専門部会ですが、中央最低賃金審議会の目安答申が7月下旬にあると想定して、6回の審議日程を確保したいと考えております。次年度専門部会委員になられる方は、大変お忙しいとは存じますが7月下旬からお盆前までの間、できるだけ予定を空けておいてくださるようお願いいたします。

次に、特定最低賃金の専門部会についてですが、9月下旬に4業種合同で第1回専門部会を開催いたしまして、部会長・部会長代理の選出、審議日程の確認等を行います。その後は業種ごとに3回の金額審議を行い、10月25日までに開催する第5回本審に間に合うよう

に結審していただくという案でございます。以上のおりご提案申し上げます。

なお、4月に入りましたら、委員の皆様のご都合をお伺いして、具体的な日程調整をさせていただきたいと考えております。

村山会長

ただ今ご説明いただいた日程案について何かご意見等ございますでしょうか。特にないようですので事務局案のおりで進めさせていただきます。本日用意した議題は以上になりますが、そのほか、委員の皆様から何かこの場で発言されたいことがございましたら承ります。よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

賃金室長

事務局から申し上げます。この一年間、事務局として至らない点もあったかと存じますが、委員の皆様の真摯な取組のお陰をもちまして、大きな混乱もなく審議会を運営できたものと思っております。改めまして、感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、第52期の委員の任期が3月末までとなっております。委員の皆様には2年間にわたり大変ご苦勞をおかけいたしました。現在、4月からの53期委員の選任の手続きを進めているところでございますが、この度退任される方がいらっしゃいますのでご案内させていただきます。労働者側の小川委員、長瀬委員、長谷部委員が退任されます。誠にありがとうございました。

村山会長

これをもちまして、令和4年度の山形地方最低賃金審議会の全ての審議が終了となります。一年間の各委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして審議会を終了といたします。ありがとうございました。